

別記様式2

生産行程管理業務規程

令和元年 12 月 20 日

1 作成者

住所：(〒029-2208) イワテケンリクゼンタカタシヒロタチヨウアザトマリ 岩手県陸前高田市広田町字 パンチ 泊 102番地 4

名称：ヒロタワンギョギョウキョウドウクミアイ 広田湾漁業協同組合

代表者の氏名及び役職：ダイヒョウリ ジクミアイチョウ 代表 理事組合長 スナダミツ オ 砂田光保

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jfhirota.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第四類 水産物類

区分に属する農林水産物等： 貝類（エゾイシカゲガイ）

3 農林水産物等の名称

名称 ヒロタワンサン イ シ カ ゲ ガイ 広田湾産イシカゲ貝、Hirokawansan Ishikagegai

4 明細書の変更

生産者団体広田湾漁業協同組合（以下「組合」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

- (1) エゾイシカゲガイを生産する「えぞいしかげがい垂下式養殖業」は、岩手県知事が漁業法第 10 条の規定により免許し、沿岸広域振興局長が漁業法第 8 条第 6 項の規定により認可した一区第 333 号第一種区画漁業権行使規則、一区第 334 号第一種区画漁業権行使規則、一区第 335 号第一種区画漁業権行使規則及び一区第 337 号第一種区画漁業権行使規則に基づき定められた内容において漁業行使し生産を行っている。これらの生産は明細書の生産の方法で示されている生産の方法に適合している。
- (2) 組合は、漁業者自らが記録した「生産方法報告書」を当該年度出荷開始時期に提出させ、内容を確認するとともに、出荷期間を中心に年 1 回以上抜き打ちで作業施設を巡回し、全漁業者のエゾイシカゲガイの養殖方法、鮮度保持方法について

て目視及び聞取りで確認することにより、明細書に記載の生産方法の管理が行われているかを確認し、「生産行程管理業務規程確認書」に記録する。

また、明細書の実行の方法に記載された各基準が遵守されていないと疑われる場合には、組合職員が臨時で調査を実施する。

6 明細書適合性の指導

- (1) 組合は、5の確認時において、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該漁業者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、組合は、組織規約の規定に基づき、当該漁業者を除名する等ができるものとする。
- (2) 組合は、年に一回以上、構成員である漁業者に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 組合は、5の確認時において、明細書に記載の生産方法の各基準のいずれも満たしたエゾイシカゲガイについてのみ地理的表示である「広田湾産イシカゲ貝」及びG I マークが使用されているかを確認する。この際、包装等についても確認する。
- (2) また、(1)の確認において、以下のエゾイシカゲガイがないかも確認する。
 - ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないエゾイシカゲガイであるにもかかわらず、地理的表示である「広田湾産イシカゲ貝」及びG I マークが使用されているエゾイシカゲガイ
 - イ 地理的表示である「広田湾産イシカゲ貝」のみが使用されているエゾイシカゲガイ
 - ウ G I マークのみが使用されているエゾイシカゲガイ
 - エ 地理的表示である「広田湾産イシカゲ貝」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されているエゾイシカゲガイ

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 組合は、7において確認された以下の場合について、当該表示を行った漁業者に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、組合は、組織規約の規定に基づき、当該漁業者を除名する等ができるものとする。
 - ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていないエゾイシカゲガイであるにもかかわらず、地理的表示である「広田湾産イシカゲ貝」及びG I マークが使

用されている場合

イ 地理的表示である「広田湾産イシカゲ貝」のみが使用されている場合

ウ G I マークのみが使用されている場合

エ 地理的表示である「広田湾産イシカゲ貝」に類似する表示又はG I マークに類似する標章が使用されている場合

(2) 組合は、6 の (2) に記載の講習会等の機会において、構成員である漁業者に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(1) 審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した「生産行程管理業務実績報告書」

(2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
組合が作成した「生産行程管理業務規程確認書（地理的表示等の使用状況の記録を含む）」

(3) 提出時における最新の明細書

(4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書の保存

組合は、9 の (2) において提出した資料に加えて以下の書類を、組合の事務所に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

ア 組合の構成員である漁業者が作成し組合に提出させた「生産方法報告書」

11 連絡先

